

# 葛卷町農業委員会 第3回総会議事録

1 日 時 令和6年9月20日(金) 午後1時32分から午後1時55分

2 会 場 葛巻町役場 まき×まきホール

3 会議に付した議案

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第3号 農地転用後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第4号 農地の現状変更届の受理について

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

4 出席委員

①門 場 政 一

②久 保 淳

③藤 森 康 隆

④明 石 義 信

⑤折 元 大 樹

⑥戸 花 豪 紀

⑦山 本 一 英

⑧星 野 順 子

⑨外 平 静 子

5 欠席委員

なし

6 議事録署名委員

⑥戸 花 豪 紀

⑦山 本 一 英

7 書記(農業委員会事務局)

大久保 栄作(事務局長) 和 野 美 歌(事務局長補佐)

## 議 長（門場会長）

ただ今から、葛巻町農業委員会第3回総会を開会します。本日の出席委員は9名中9名で、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。また、17番芳田推進委員、18番外山推進委員から欠席の申し出がありましたのでお知らせします。本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は6番戸花委員、7番山本委員のお二人を指名いたします。また、会議書記は、事務局職員の大久保事務局長と和野補佐を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を行います。会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

## 議 長（門場会長）

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第3、会務報告について事務局の説明を求めます。和野補佐。

## 事務局（和野補佐）

月 日	内 容	出 席 者
8月26日	岩手県農業公社との契約会（4A会議室）	山下
8月28日	第2回盛岡地方地域計画策定・実現推進会議 （盛岡市：盛岡地区合同庁舎）	和野
8月29日 ～30日	盛岡地方農業委員会協議会第2回総会、研修会 （紫波町：ラ・フランス館ホテル湯楽々ほか）	門場会長、久保職務代理、 大久保事務局長
8月29日	令和6年度家族経営協定セミナー（盛岡市：アイーナ）	和野
9月3日 ～4日	北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員 研修会（山形市：山形テルサ）	星野委員、外平委員、 木戸場推進委員、和野
9月6日	9月定例会議（議場）	大久保事務局長
	なたね搬入（秋田県小坂町）	山下
9月9日	9月定例会議（議場）	大久保事務局長
9月10日	9月定例会議（議場）	大久保事務局長
9月11日	9月定例会議（議場）	大久保事務局長
9月12日	9月定例会議（議場）	大久保事務局長
9月13日	現地調査（町内）	星野委員、戸花委員、 和野、峠館
9月14日	町ホルスタイン共進会（くずまき高原牧場チャレンジハウス）	門場会長、明石委員

## 議 長（門場会長）

ただ今の報告について何かご発言がございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

## 議 長（門場会長）

ないようですので以上で日程第3、会務報告を終わります。

次に日程第4、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。和野補佐。

#### 事務局（和野補佐）

議案書は1ページをご覧ください。法務局で農地の相続登記を行い、名義変更が完了したら農業委員会に届出をしなければならないことになっています。

今月の農地法第3条の3第1項の規定による届出書は2件でございます。

1番は●●地区の●●●●さんが田1筆、畑1筆、計2筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

2番は●●地区の●●●●●●さんが畑4筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

面積等はいずれも記載のとおりです。受理通知書については、9月17日に送付させていただいております。以上でございます。

#### 議長（門場会長）

この報告は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を6番戸花委員にお願いします。

#### 6番（戸花委員）

現地確認の結果を報告します。

1番は、田1筆は牧草地として利用され、畑1筆は利用されておりませんでした。

2番は、畑4筆のうち3筆は牧草地として利用され、1筆は大豆がつけられていました。以上です。

#### 議長（門場会長）

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

#### 議長（門場会長）

ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

次に日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。和野補佐。

#### 事務局（和野補佐）

議案書は2ページをご覧ください。

貸し手、借り手お互いの合意による解約で、土地の引き渡しの時期が合意成立日から6ヶ月以内で、かつ書面で明らかな場合は農業委員会への届出により解約することができるものです。

今月は通知書を1件受理しましたので、ご報告いたします。

●●地区の●●●●●●さん所有の●●第●地割●●の田1筆3,165㎡で、●●●地区の●●●●●●さんが賃貸借していたもので、賃貸人の都合により解約するものです。解約成立日は令和6年8月20日となります。以上です。

#### 議長（門場会長）

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

## 議 長（門場会長）

ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

次に日程第6、報告第3号、農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。和野補佐。

## 事務局（和野補佐）

議案書は3ページをご覧ください。

農地転用には農地法第4条の農地の権利移動を伴わない転用と、農地法第5条の農地の権利移動を伴う転用の2通りがございます。農地転用が許可された際には、工事進捗状況報告書の提出が義務づけられているものです。

今月は、4条の転用の報告書を1件受理しましたので、報告いたします。

●●●地区の●●●●さんが今年6月10日に植林のため永久転用許可を受けた分の完了報告で、9月6日に報告書が提出されました。9月13日に戸花委員と星野委員が、工事の完了を確認しております。なお、地区担当の柳岡推進委員からは、特に意見がない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。以上でございます。

## 議 長（門場会長）

この報告は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を8番星野委員にお願いします。

## 8 番（星野委員）

現地確認の結果を報告します。栗の苗木が植えられておりました。以上です。

## 議 長（門場会長）

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

## 議 長（門場会長）

ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

次に日程第7、報告第4号、農地の現状変更届の受理についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

## 事務局（和野補佐）

議案書は4ページをご覧ください。

農地の効率的な活用のため、段差の解消、耕作道や農業用水路を作ったりするときに現状変更届が必要で、今月は2件受理しましたので、ご報告いたします。

1番は、●●●地区の●●●●さんで、同地区の国道340号から西側約1kmにある農地で、傾斜をゆるやかにし、作土厚を確保することで、牧草地として使いやすくするための現状変更となります。盛土については同地区で行われている岩手県の農地整備事業、江刈中部3期地区から搬出されるものになります。農地の位置につきましては6ページからご覧ください。

2番は、●●地区の亡き●●●●さん相続人代表●●●●さんで、同地区の国道340号沿いにある農地で、段差をなくし、畑として使いやすくするための現状変更となります。盛土については大沢地区で行われている岩手県の中山間地域総合整備事業、江刈地区第21号工事から搬出されるものになります。農地の位置につきましては9ページをご覧ください。以上でございます。

**議 長 (門場会長)**

この報告は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を6番戸花委員にお願いします。

**6 番 (戸花委員)**

現地確認の報告をします。

1番は変更後も牧草地として活用する予定で、傾斜等を解消することで作業効率が改善されると思われました。

2番は段差を解消し草地として利用する予定で、作業効率が改善されると思われました。以上です。

**議 長 (門場会長)**

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

**議 長 (門場会長)**

ないようですので、以上で報告第4号を終了いたします。

次に日程第8、議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

**事務局 (和野補佐)**

議案書は11ページをご覧ください。所有権移転についてご説明いたします。

農地中間管理機構、農地バンクの事業で、農地中間管理機構が地権者から農地を買い入れ、担い手である農家へ売り渡しを行うものです。

この農地は、●●市の●●●さんが所有している●●第●●地割●●の田4筆2,692㎡、畑1筆2,944㎡、計5筆6,536㎡を農地中間管理機構である岩手県農業公社へ売買するものです。利用目的、売買価格等はお目通しください。以上でございます。

**議 長 (門場会長)**

以上で説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

(「なし」の声あり)

**議 長 (門場会長)**

ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議 長 (門場会長)**

異議なしと認め、採決に移ります。議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

**議 長 (門場会長)**

挙手全員です。よって議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定いたします。

次に日程第9、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

## 事務局（和野補佐）

議案書は12ページをご覧ください。一括方式についてご説明いたします。

農地中間管理機構の事業で、農地の借入れ等をする際に権利設定を一括して行うことができる仕組みです。13件いずれも農地中間管理機構である岩手県農業公社を通じて賃貸借するものです。

1番は、●●●地区の●●●●さん所有の田3筆、畑3筆、16,805㎡を、同地区の●●●さんが賃貸借するものです。13ページをお願いします。

2番は、●●●地区の●●●●さん所有の畑等10筆、35,408㎡を、●●市の●●●●が賃貸借するものです。14ページをお願いします。

3番は、●●●地区の亡き●●●●●さん相続人代表●●●●●さん所有の田2筆1,719㎡を、●●市の●●●●●さんが賃貸借するものです。

4番は、●●●地区の●●●●●さん所有の田2筆2,443㎡を、●●市の●●●●●さんが賃貸借するものです。

5番は、●●●地区の亡き●●●●●さん相続人代表●●●●●さん所有の田1筆2,146㎡を、●●市の●●●●●さんが賃貸借するものです。

6番は、●●市の亡き●●●●●さん相続人代表●●●●●さん所有の田1筆1,620㎡を、●●市の●●●●●さんが賃貸借するものです。15ページをお願いします。

7番は、●●●地区の亡き●●●●●さん相続人代表●●●●●さん所有の田1筆2,378㎡を、●●市の●●●●●さんが賃貸借するものです。

8番は、●●●地区の●●●●●さん所有の畑等3筆6,727㎡を、●●市の●●●●●さんが賃貸借するものです。

9番は、●●●地区の●●●●●さん所有の畑1筆3,847㎡を、●●市の●●●●●さんが賃貸借するものです。

10番は、●●●地区の●●●●●さん所有の畑1筆1,233㎡を、●●市の●●●●●さんが賃貸借するものです。16ページをお願いします。

11番は、●●●地区の亡●●●●●さん相続人代表●●●●●さん所有の畑1筆4,004㎡を、●●市の●●●●●さんが賃貸借するものです。

12番は、●●●地区の●●●●●さん所有の田1筆、畑1筆、計2筆4,573㎡を、●●市の●●●●●さんが賃貸借するものです。

13番は、●●●地区の●●●●●さん所有の畑3筆5,193㎡を、●●市の●●●●●さんが賃貸借するものです。

以上、いずれも新規の案件となります。利用目的や期間などについてはそれぞれお目通しいただきたいと思います。以上でございます。

## 議長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。8番星野委員。

## 8番（星野委員）

●●●さんは何を作付けするなど決まっていますでしょうか。

**事務局（和野補佐）**

牧草地として使う予定です。●●さんは●●市●●町●●で短角牛 30 頭と林業を主にされている方で●●●●という名前で事業もされています。●●市の認定農業者になります。

**議 長（門場会長）**

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長（門場会長）**

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長（門場会長）**

異議なしと認め、採決に移ります。議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**議 長（門場会長）**

挙手全員です。よって議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定いたします。

次に日程第 10、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。

**議 長（門場会長）**

事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

**事務局（和野補佐）**

議案書は 17 ページをご覧ください。利用権貸借についてご説明いたします。

●●地区の●●●●さん所有の田 3 筆 526 m<sup>2</sup>を、同地区の●●●●さんが使用貸借するものです。新規の案件になります。利用目的や期間などについてはそれぞれお目通しいただきたいと思います。以上でございます。

**議 長（門場会長）**

以上で説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

**議 長（門場会長）**

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長（門場会長）**

異議なしと認め、採決に移ります。議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

## 議 長 (門場会長)

挙手全員です。よって議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定いたします。

以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第 3 回総会を閉会いたします。